

東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成20年度 不適合管理委員会報告情報(平成20年10月22日(水)分)

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 8 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 1号機 | 原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)貝殻除去装置渦流フィルタブローライン止め弁操作において、開閉表示リミットスイッチに動作不良(弁全閉時に緑ランプ、赤ランプ両点灯)が認められたため、当該リミットスイッチを調整。 | D | |
| 2 | 1号機 | 原子炉建屋排風機(A)逆流防止ダンパ連結バーに摩耗及び連結ボルトに緩みが認められたため、当該部を補修。 | D | |
| 3 | 1号機 | 低圧タービン(B)第11段抽気ドレン弁操作において、開閉表示リミットスイッチの取付け位置に不良(弁全開時に緑ランプ、赤ランプ両点灯)が認められたため、当該リミットスイッチを補修。 | D | |
| 4 | 3号機 | 原子炉建屋排気ファン(B)用電動機点検において、固定子楔に緩み(5本)が認められたため、当該固定子楔を補修。 | D | |
| 5 | 3号機 | 廃棄物処理補機冷却海水ポンプ(B)吐出配管第2ベント弁に、シートリークが認められたため、対応検討。 | D | |
| 6 | 3号機 | 原子炉建屋高圧炉心スプレイポンプ室空調機(A)用電動機点検において、ファン取付キーに摩耗が認められたため、当該キーを交換。 | D | |
| 7 | 3号機 | 主復水器連続洗浄装置(A系)タプロゲプスターポンプ(A1)の圧力検出配管外面に腐食が認められたため、当該配管を交換。 | D | |
| 8 | 3号機 | 定期事業者検査「自動減圧系機能検査」において、検査要領書の一部に誤記が認められたため、誤記を訂正後、検査を実施。 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|--------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353